

行政手続における押印の廃止について

亀山市は、行政システム改革の観点から、来る1月1日より本市における申請、届出等の行政手続における押印について、原則廃止といたします。この目的は、近年におけるデジタル変革（DX）進展に伴い、今後、行政手続きのオンライン化を推進しやすい環境づくりに繋げるものです。

また、押印廃止につきましては、現在、国におきましても関連法の改正準備が進められておりますが、今回の対象は市民や事業者の方々に対し、本市が独自に押印を求めている行政手続であり、国の法令等に基づくものを除きます。

なお、押印を廃止する件数等は、下記のとおりです。

記

申請等（申請、届出、報告等）に係る押印を廃止する件数等

押印を廃止する行政手続の件数等の合計	1, 103件
①令和3年1月1日から押印を廃止するもの	688件
②押印の廃止を検討中のもの	207件
③法令の改正が必要等、市の判断のみでは見直し ができないものなど	208件

※平成20年5月に戸籍及び住民票等の請求手続に係る押印を廃止する等、約50件は既に押印を求めていません。